

募 集 要 項

航空自衛隊高蔵寺分屯基地

募 集 要 項

1 概要

愛知県春日井市木附町無番地に所在する航空自衛隊高蔵寺分屯基地において、職員及び来訪者等の利便性を確保するため、委託売店の設置及び経営（以下「設置等」という。）の業者を以下に記載する諸条件に従い募集します。

2 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（3）から（6）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

3 設置施設の所在地及び名称

愛知県春日井市木附町無番地
航空自衛隊高蔵寺分屯基地

【重要】

4 応募業者説明会(募集要領・仕様書、現場説明)

本説明会に参加されない業者の方は、公募に参加できません。

(1) 日 時：令和元年8月6日(火)午後2時

(2) 場 所：本部庁舎2階会議室

(3) 携行品：募集要項、筆記用具及び認印

※ 参加希望者(各業者2名以内)は、説明会前日の午後4時までに会社名、氏名をFAXでお知らせ下さい。

FAX：0568-51-3091 第4補給処高蔵寺支処業務課厚生班

5 設置条件

(1) 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。

(2) 設置業種及び店舗数

大区分	中区分	番号・小区分	場所
売店等 (2店舗)	物品販売 (1店舗)	1 コンビニエンスストア	厚生センター
	クリーニング取次 (1店舗)	2 クリーニング取次	厚生センター

※ 申請時に、上記のどの業種に応募するかを明記すること。

なお、審査の結果、選定業者が重複する場合もある。

(3) その他

詳細は、別添「仕様書」のとおり。

6 応募手続き等

(1) 申請書等の提出

設置等を希望する者は、以下のとおり①の提出書類を、②の提出先に、③の提出期限までに持参すること。なお、提出された書類は返却しない。

①提出書類

i 申請書(別紙様式第1) 1部

ii 企画提案書(別紙様式第2) 正1部、写し11部

※以下の事項について、必ず記載すること。

ア 主な販売予定商品・販売価格表(別紙様式第3)

イ 営業日及び営業時間

ウ 従業員管理(身元管理、健康管理等)及び人員配置

エ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法

- オ 衛生管理方法
- カ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
- キ 精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、プリペイドカード等）
- ク 防衛省における営業方針
- ケ 会社概要
- コ その他のアピールポイント
- iii 企画提案書附属書類3部
販売商品カタログ、店内レイアウト、その他企画提案書の具体的資料等（日本工業規格A4）
- iv その他関係書類各1部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする）。
 - a 業務確約書（別紙様式第4）
 - b 戸籍抄本（法人である業者にあつては、登記簿謄本）
 - c 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
 - d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
 - e 会社概要（任意様式、パンフレット可）
 - f 印鑑証明書
 - g 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し
 - h 誓約書（別紙様式第5）
 - i 役員名簿（別紙様式第6）
 （注）防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しを、b・c及びdに定める書類に代えることができる。

②提出先

住所：愛知県春日井市木附町無番地

担当：航空自衛隊高蔵寺分屯基地 第4補給処高蔵寺支処業務課厚生班
福本、杉本

TEL：0568-51-0265（内線266）

FAX：0568-51-3091

③提出期限

令和元年8月23日（金）午後4時まで

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- イ 提出書類等が募集要項に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

提出書類の変更（修正、差し替え、削除、追加）を禁止する。

7 選考の方法

提出された企画提案書に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者とする場合がある。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決定しない場合には、別途、指定する日時にプレゼンテーションを行い決定する。

8 決定業者説明会

- (1) 日 時：令和元年9月9日（月）午前10時
- (2) 場 所：厚生センター
- (3) 携行品：募集要項、筆記用具及び認印

9 業者決定後の提出書類

委託売店の設置及び経営の業者として決定された者は、以下のとおり①の提出書類を、②の提出先に、③の提出期限までに持参すること。

①提出書類

- i 国有財産使用許可申請書
- ii 設置するショーケース等の機種等（別紙様式第7）
- iii 電気器具使用申請書
- iv 給水等使用許可申請書

②提出先

申請書等の提出先と同じ

③提出期限

令和元年9月13日（金）午後4時まで

申請書

令和 年 月 日

航空自衛隊高蔵寺分屯基地司令 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

愛知県春日井市木附町無番地に所在する航空自衛隊高蔵寺分屯基地において、委託売店を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

<申請を行う業種>

番号	大区分	中区分	小区分	場所

<記入例>

番号	大区分	中区分	小区分	場所
1	売店等	物品販売	コンビニ	厚生センター

※1 1店舗毎につき、1枚提出してください。

※2 商号、代表者及び担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企画提案書（2枚以内）

会 社 名：

設置希望業種：大区分（ ）、中区分（ ）、
番号・小区分（ ）

ア 主な販売予定商品・販売価格表（別紙様式第3）
イ 営業日及び営業時間 a 平日 営業時間： b 土日祝日 営業： 有 ・ 無 営業時間：
ウ 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置（200字以内）
エ 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法（200字以内）
オ 衛生管理方法（200字以内）

カ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法（200字以内）

キ 精算方法（レジ（現金）、券売機、電子マネー、プリペイドカード等）（200字以内）

ク 防衛省における営業方針（200字以内）

ケ 会社概要

- (1) 本社所在地
- (2) 設立年月日
- (3) 資本金
- (4) 社員数
- (5) 店舗数
- (6) 売上高

コ その他のアピールポイント（200字以内）

業務確約書

令和 年 月 日

航空自衛隊高蔵寺分屯基地司令 殿

「航空自衛隊高蔵寺分屯基地における委託売店の設置及び経営の業務」の応募に関し、
業務を適正に履行できることを確約いたします。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

※商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記2に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記3の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記1に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※1）、政治活動標ぼうゴロ（※2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※1 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※2 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管

国有財産部局長

東海防衛支局長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名

印

仕 様 書

航空自衛隊高蔵寺分屯基地

仕 様 書 (その 1)

- 1 業務件名
航空自衛隊高蔵寺分屯基地における委託売店の設置及び経営
- 2 業務内容
委託売店の設置及び経営
- 3 相手方の決定
本業務を行う者については、航空自衛隊高蔵寺分屯基地（以下「甲」という。）が決定する。
- 4 国有財産の使用許可
 - (1) 本業務を行う者は、委託売店の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
 - (2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長東海防衛支局長（以下「乙」という。）が行う。
 - (3) 次の各号に該当する場合は、使用許可を取り消し、又は変更することがある。
 - ① 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が許可条件に違反したとき。
 - ② 丙が自己都合による業務の解除をするとき。
 - ③ 国において使用物件を必要とするとき。
 - ④ 丙の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - ⑤ 丙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - ⑥ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - ⑦ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ⑧ 丙の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (4) 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消された場合は、丙は直ちに自己の負担で使用財産を原状に回復し、返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し、一切の補償を請求することはできない。
- 5 丙の資格
丙は、以下の条件を満たしていること。
 - (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
 - (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
 - (3) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
 - (4) 本仕様書の全記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に委託売店設置に係る面積に応じた国有財産使用料を払うこと。
なお、国有財産使用料は、別途明示する。

7 業務期間

令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合には、5年を超えない期間で国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期については、施設の状況により変更もあり得る。

※ 委託売店の設置、撤去に要する期間は、使用許可期間に含む。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義使用の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

(1) 丙は、自らの責任において売店を管理し、火災、盗難、食中毒等の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申し立てをしないものとする。

(2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関することなど、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

(3) 丙の従事者は、日本国籍を有する者とし、また、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(4) 丙は、自らの責任において廃棄物の処理、減量化及びリサイクル化について、関係法令及び規則等に基づき適正に行わなければならない。

11 衛生等の保持

丙は、丙の従事関係者が結核及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」で定義されている感染症を発症した場合又はその疑いのある場合には、業務に従事させないこととし、甲に対して速やかに報告すること。

12 情報保全の遵守

(1) 丙は、甲、乙及び担当職員(以下「甲等」という。)の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報(書面等をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切)の保全を遵守し、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

(2) 丙は、自らの従事関係者に情報保全を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。

13 損害賠償

丙は、債務不履行の場合、情報保全に関する義務に違反した場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合には、甲等に対し一切の損害を賠償するものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに甲に申請し、甲の指示に従い解除することができる。この際、丙は残期間に相当する使用料及び使用物件の維持保存に要した費用等を請求することはできない。

また、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続開始の申立を行う者は、当該手続開始前に解除を申し出ること。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について、甲の了承なく変更しないこと。
ただし、丙は、食材、容器、燃料等の高騰又は消費税等の税率変更に伴い販売商品の価格変更が必要となった場合は、甲と協議し、価格を変更することができる。
- (2) 本業務の遂行に当たっては、担当職員の指示に従うこと。
- (3) 委託売店の設置、移設及び撤去に係る費用は、丙の負担とする。また、当該作業の遂行にあたっては、担当職員の指示に従うこと。
- (4) 丙は、やむを得ない事情により使用物件を変更する場合は、事前に文書をもって甲及び乙の承認を得るとともに、甲及び乙の指示に従うこと。
- (5) 丙は、本業務に要する光熱水料のほか、使用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費を負担しなければならない。
- (6) 丙は、販売商品の選定にあたり、常に利用者の需要が高い商品等の提供に努めるものとし、担当職員の指示に可能な限り従うものとする。
- (7) 丙は、営業許可が必要な販売商品を取り扱う場合は、丙は、営業許可を取得した後、販売すること。
- (8) 丙は、商品の瑕疵等について、利用者又は担当職員からの連絡を受けた場合は、即時に対応すること。
- (9) 丙は、設置場所周辺の清掃を行い、衛生管理について一切の責任を負うものとする。
- (10) 丙は、乙が計画した停電作業等について、甲の指示に基づき協力すること。
なお、丙は停電作業等が原因で使用機器及び飲料・食品類に損害があった場合は、甲及び乙に対して損害の賠償その他の申し立てをしないこと。
- (11) 丙は、販売商品の搬出入、廃棄及びその方法については、担当職員の指示に従うこと。
- (12) 丙は、販売商品に重大なトラブル（異物混入、食中毒等）が発生した場合には、担当職員に速やかに報告するとともに、直ちに商品を回収し、甲の指示（全商品の販売停止を含む。）に従わなければならない。
- (13) 丙は、売上月計表（付紙様式第1）を翌月10日までに、また、会計年度における本業務に関する収支計算書（付紙様式第2）を翌年5月末日までに担当職員に提出すること。
- (14) 丙は、本業務の従事者に係る書類（履歴書（写し））など、甲が必要と判断した書類の提出を求められた場合には、担当職員に提出しなければならない。
- (15) 丙は、使用物件の一部を第三者に転貸し、第三者と共同で使用してはならない。
- (16) 丙は、従事者が本仕様書に記載されている遵守項目に違反した場合又は故意の過失により甲、乙又は利用者に被害を発生させた場合には、業務に従事させることを取り消してもらおう場合がある。
- (17) 本仕様書に記載のない事項及び細部については、必要の都度、担当職員及び丙の間で協議する。

16 仕様の細部

委託売店の各業種に係る仕様の細部は、仕様書（その2）1～2のとおり。

17 貸付品

（1）貸付品がある場合の使用料は、別途指示する。

（2）貸付品の引渡し、管理、修理及び返納に要する費用は、丙の負担によるものとする。

（3）貸付品の返納後、丙が設置した場合には、退去の際に丙の負担により撤去するものとする。

18 情報公開

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日 法律第42号）に基づき本業務に関する行政文書の情報公開請求が行われた場合は、第5条第2号に該当する情報を除き開示するものとする。

19 その他

この公募に応募がなかった場合には、防衛省共済組合が公募を行うものとする。

仕 様 書 (その2-1)

- 1 募集業種
コンビニエンスストア
- 2 設置場所
建物番号249 (厚生センター)
- 3 国有財産使用許可面積
13.5㎡
- 4 国有財産使用料
別途明示する。
- 5 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として、土日祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く毎日とし、それ以外については、任意又は別途協議を行うこととする。
 - (2) 営業時間
原則として、1100~1900とし、それ以外については、任意又は別途協議を行うこととする。
- 6 販売品目
 - (1) 日用品
 - (2) 食品、飲料
 - (3) 切手、葉書、収入印紙
 - (4) その他、一般的にコンビニエンスストアが取扱う商品

※ たばこ、酒類、クリーニング取次、階級章、防衛記念章、教範、自衛隊法施行規則第3章第2節で定められた制服、作業服等は除く。
- 7 レジ袋
レジ袋は、リユース可能なものとする。
※ 節約できるレジ袋経費は、利用者に還元すること。
- 8 貸付物品
なし。

仕 様 書 (その2-2)

- 1 募集業種
クリーニング取次
- 2 設置場所
建物番号249 (厚生センター)
- 3 国有財産使用許可面積
2.16㎡
- 4 国有財産使用料
別途明示する。
- 5 営業日、営業時間等
 - (1) 営業日
原則として、土日祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く週1日以上とし、それ以外については、任意又は別途協議を行うこととする。
 - (2) 営業時間
原則として、1130~1300とし、それ以外については、任意又は別途協議を行うこととする。
- 6 販売品目
クリーニング取次
- 7 貸付物品
なし。

